

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構業務方法書一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>目次 略</p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 業務の方法に関する事項</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 農業・食品産業技術研究等業務</p> <p>第 1 款 (略)</p> <p>第 2 款 種苗管理業務 (種苗管理センターの設置等)</p> <p>第 1 3 条 研究機構に種苗管理センターを設置する。</p> <p>2 種苗管理センターは、農林水産植物の品種登録に係る現地調査又は栽培試験等の種苗管理業務を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図るものとする。</p> <p>3 種苗管理センターの業務運営は、理事長及び副理事長以外の代表権を有する理事の下で行うものとする。</p> <p>4 種苗管理センターは、その行う業務の公共的な重要性に鑑み、国の施策に順応し、関係諸機関と緊密な連絡を保ち、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。</p> <p>(農林水産植物の品種登録に係る現地調査又は栽培試験)</p> <p>第 1 4 条 種苗管理センターは、研究機構法第 1 4 条第 2 項第 1 号に掲げる種苗法第 1 5 条の 2 第 1 項 (同法第 1 7 条の 2 第 6 項、第 3 5 条の 3 第 3 項及び第 4 7 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による現地調査又は栽培試験を行うものとする。</p> <p>2 種苗管理センターは、現地調査又は栽培試験に附帯する以下の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 農林水産省からの要請による種類別審査基準案等の作成</p> <p>(2) 国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集及び整理</p>	<p>目次 略</p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 業務の方法に関する事項</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 農業・食品産業技術研究等業務</p> <p>第 1 款 (略)</p> <p>第 2 款 種苗管理業務 (種苗管理センターの設置等)</p> <p>第 1 3 条 研究機構に種苗管理センターを設置する。</p> <p>2 種苗管理センターは、農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等の種苗管理業務を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図るものとする。</p> <p>3 種苗管理センターの業務運営は、理事長及び副理事長以外の代表権を有する理事の下で行うものとする。</p> <p>4 種苗管理センターは、その行う業務の公共的な重要性にかんがみ、国の施策に順応し、関係諸機関と緊密な連絡を保ち、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。</p> <p>(農林水産植物の品種登録に係る栽培試験)</p> <p>第 1 4 条 種苗管理センターは、研究機構法第 1 4 条第 2 項第 1 号に掲げる種苗法第 1 5 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項の規定による栽培試験を行うものとする。</p> <p>2 種苗管理センターは、栽培試験に附帯する以下の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 農林水産省からの要請による種類別審査基準案等の作成</p> <p>(2) 国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集及び整理</p>

- (3) 育成者権者等から育成者権の侵害及び活用に関する相談を受けること並びに対抗措置及び活用方法に関する助言
 - (4) 育成者権者等からの依頼に基づく、育成者権を侵害した種苗、収穫物、加工品等を判定するための品種の類似性に関する試験（以下「品種類似性試験」という。）、育成者権の侵害が疑われる種苗、収穫物、加工品等の状況の調査及び記録資料の作成並びに保管
 - (5) 育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令（平成18年農林水産省令第4号）に基づく試料の鑑定の嘱託があった場合のDNA鑑定
 - (6) DNA分析による品種類似性試験を的確に実施するための、登録品種及び栽培試験の対照品種その他の品種に係るDNA情報のデータベースの作成
- 3 第1項及び前項第4号の実施に要する手数料の額は、別に定めるものとする。

- （農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査）
- 第15条 種苗管理センターは、依頼に応じて、研究機構法第14条第2項第2号に掲げる農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うものとする。
- 2 種苗管理センターは、種苗の検査に附帯する以下の業務を行うものとする。
- (1) EC（現EU）向け輸出野菜種子の品質保持に係る検査等
 - (2) 依頼に応じて行う、砂糖原料用のてんさいの生産に向けられる種子を生産するための種子の品種の証明
 - (3) 依頼に応じて行う、農作物（飼料作物を除く。）の生産ほ場の土壌の検査及び種苗の生産履歴の証明
- 3 第1項の種苗の検査、前項第2号の品種の証明及び同項第3号の土壌の検査の実施に要する手数料の額は、原則として当該依頼証明に要する経費の額とし、別に定めるものとする。

- （ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等）
- 第16条 種苗管理センターは、研究機構法第14条第2項第3号に掲げるばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗（以下「原原種」という。）を生産し、都道府県又は都道府県が指定した原原種取扱団体に配布するものとする。
- 2 前項の原原種の配布価格は、農業生産に与える影響度合を勘案して適正な額とし、別に定めるものとする。
- 3 種苗管理センターは、種苗の生産及び配布に附帯する以下の業務を行うことができるものとする。
- (1) 公的機関等からの要請に応じて行う、早期普及が必要な畑作物等の

- (3) 育成者権者等から育成者権の侵害及び活用に関する相談を受けること並びに対抗措置及び活用方法に関する助言
 - (4) 育成者権者等からの依頼に基づく、育成者権を侵害した種苗、収穫物、加工品等を判定するための品種の類似性に関する試験（以下「品種類似性試験」という。）、育成者権の侵害が疑われる種苗、収穫物、加工品等の状況の調査及び記録資料の作成並びに保管
 - (5) 育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令（平成18年農林水産省令第4号）に基づく試料の鑑定の嘱託があった場合のDNA鑑定
 - (6) DNA分析による品種類似性試験を的確に実施するための、登録品種及び栽培試験の対照品種その他の品種に係るDNA情報のデータベースの作成
- 3 前項第4号の実施に要する手数料の額は、別に定めるものとする。

- （農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査）
- 第15条 種苗管理センターは、依頼に応じて、研究機構法第14条第2項第2号に掲げる農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うものとする。
- 2 種苗管理センターは、種苗の検査に附帯する以下の業務を行うものとする。
- (1) EC（現EU）向け輸出野菜種子の品質保持に係る検査等
 - (2) 依頼に応じて行う、砂糖原料用のてんさいの生産に向けられる種子を生産するための種子の品種の証明
 - (3) 依頼に応じて行う、農作物（飼料作物を除く。）の生産ほ場の土壌の検査及び種苗の生産履歴の証明
- 3 第1項の種苗の検査、前項第2号の品種の証明及び同項第3号の土壌の検査の実施に要する手数料の額は、原則として当該依頼証明に要する経費の額とし、別に定めるものとする。

- （ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等）
- 第16条 種苗管理センターは、研究機構法第14条第2項第3号に掲げるばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗（以下「原原種」という。）を生産し、都道府県又は都道府県が指定した原原種取扱団体に配布するものとする。
- 2 前項の原原種の配布価格は、農業生産に与える影響度合を勘案して適正な額とし、別に定めるものとする。
- 3 種苗管理センターは、種苗の生産及び配布に附帯する以下の業務を行うことができるものとする。
- (1) 公的機関等からの要請に応じて行う、早期普及が必要な畑作物等の

調査研究用種苗等の生産及び配布
(2) 災害時の代作用種子に当てるための雑穀種子の生産及び予備貯蔵並びに都道府県への配布
(3) 試験研究機関等に対する調査及び研究の用に供する種苗の配布
4 前項に掲げる種苗の配布に当たっては、所要経費を徴収することができるものとする。
5 種苗管理センターは、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第16条第2号の農林水産大臣の定める基準に従い、自ら生産する種ばれいしよについて検査を行うものとする。

（集取、立入検査等）
第17条 種苗管理センターは、研究機構法第14条第3項に掲げる以下の業務を行うものとする。
(1) 種苗法第63条第1項の規定による集取
(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去
2 種苗管理センターは、前項第1号で集取を行った種苗について、種苗法第59条に示した表示事項が適切に表示されているかどうかについて及び同法第61条第1項に基づき定められた基準が遵守されているかどうかについての検査を行うものとする。

（技術に関する調査）
第18条 種苗管理センターは、第14条から前条までに係る技術に関する調査及び内部研究組織との連携による研究等を、研究機構法第14条第2項第4号に掲げる附帯する業務として行うことができるものとする。

第3章～第4章（略）

第5章 内部統制システムの整備に関する事項

（役員会の設置及び役員の分掌に関する事項）
第48条 研究機構は、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。
(1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの特明確化
(2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
(3) 役員の事務分掌明示による責任の特明確化
(4) 本部・研究所等会議の開催

調査研究用種苗等の生産及び配布
(2) 災害時の代作用種子に当てるための雑穀種子の生産及び予備貯蔵並びに都道府県への配布
(3) 試験研究機関等に対する調査及び研究の用に供する種苗の配布
4 前項に掲げる種苗の配布に当たっては、所要経費を徴収することができるものとする。
5 種苗管理センターは、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第16条第2号の農林水産大臣の定める基準に従い、自ら生産する種ばれいしよについて検査を行うものとする。

（集取、立入検査等）
第17条 種苗管理センターは、研究機構法第14条第3項に掲げる以下の業務を行うものとする。
(1) 種苗法第63条第1項の規定による集取
(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去
2 種苗管理センターは、前項第1号で集取を行った種苗について、同法第59条に示した表示事項が適切に表示されているかどうかについて及び同法第61条第1項に基づき定められた基準が遵守されているかどうかについての検査を行うものとする。

（技術に関する調査）
第18条 種苗管理センターは、第14条から前条までに係る技術に関する調査及び内部研究組織との連携による研究等を、研究機構法第14条第2項第4号に掲げる附帯する業務として行うことができるものとする。

第3章～第4章（略）

第5章 内部統制システムの整備に関する事項

（役員会の設置及び役員の分掌に関する事項）
第48条 研究機構は、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。
(1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの特明確化
(2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
(3) 役員の事務分掌明示による責任の特明確化
(4) 所長等会議及び本部・研究センター等会議の開催

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和4年4月1日）から施行する。